

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

○集団指導

※根拠

＞介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度…(出席・欠席) 令和 年度…(出席・欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ＞集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ＞集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○ユニット型(介護予防)短期入所療養介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

＞介護保険法(以下「法」という。)

＞鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

＞鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第10項	「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。			
法第8条の2第8項	「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。			
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	☐	☐	
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅（介護予防）サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	☐	☐	
	(4) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	☐	☐	
	(5) 申請者は、法人とする。	☐	☐	
3. 基本方針 条例第205条	ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	☐	☐	
予防条例第190条	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第189条 予防条例第173条	(1) ユニット型指定短期入所療養介護事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべきユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりと配置されていますか。	☐	☐	
	① 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(「看護師及び准看護師」をいう。以下同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上。	☐	☐	
	② 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上。	☐	☐	
	③ 診療所(②に該当するものを除く)であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置。	☐	☐	
	④ 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上。	☐	☐	
	(2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第173条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 設備等 条例第206条 予防条例第191条	(1)介護老人保健施設であるユニット型指定(介護予防)短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。	☐	☐	
	(2)療養病床を有する病院であるユニット型指定(介護予防)短期入所療養介護事業所 次の基準を満たすこと。 ① 事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。	☐	☐	
	② 事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。	☐	☐	
	イ. ユニット 1. 病室 (ⅰ)1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。 (ⅱ)病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。 (ⅲ)1の病室の床面積等は、1.65平方メートル以上とすること。ただし、(ⅰ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 (ⅳ)ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	☐	☐	
	2. 共同生活室 (ⅰ)共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (ⅱ)1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (ⅲ)必要な設備及び備品を備えること ※共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。	☐	☐	
	3. 洗面設備 (ⅰ)病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (ⅱ)身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	☐	☐	
	4. 便所 (ⅰ)病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (ⅱ)ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	☐	☐	
	ロ. 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。	☐	☐	
	ハ. 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。	☐	☐	
	ニ. 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ※ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定(介護予防)短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。	☐	☐	
	③ (2)①②に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 設備等 条例第206条 予防条例第191条	(3)療養病床を有する診療所であるユニット型指定(介護予防)短期入所療養介護事業所 次に掲げる設備を有すること。 ①事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。	☐	☐	
	②事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。	☐	☐	
	イ. ユニット 1. 病室 (i)1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。 (ii)病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 (iii)1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 (iv)ブザー又はこれに代わる設備を設けること	☐	☐	
	2. 共同生活室 (i)共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 (ii)1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 (iii)必要な設備及び備品を備えること。 ※共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。	☐	☐	
	3. 洗面設備 (i)病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (ii)身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	☐	☐	
	4. 便所 (i)病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (ii)ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	☐	☐	
	ロ. 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。	☐	☐	
	ハ. 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。	☐	☐	
	ニ. 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること ※ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定(介護予防)短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。	☐	☐	
	③ (3)①②に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	☐	☐	
	(4)介護医療院であるユニット型指定(介護予防)短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 設備等 条例第206条 予防条例第191条	(5)ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等条例第191条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等条例第189条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第191条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	
IV 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第215条準用条例第203条準用条例第151条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第133条	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていますか。 ➤重要事項の主な内容 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務の体制 ・利用料(保険給付対象外の費用も含む) ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 など (2)当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。 ➤利用者の同意は、書面での確認が望ましい。	☐	☐	
2. 対象者 条例第215条準用条例第191条 予防条例第196条準用予防条例第175条	事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供していますか。	☐	☐	
3. 指定短期入所生活介護の開始及び終了 条例第215条準用条例第203条準用条例第152条第2項 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第134条	事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	☐	☐	
4. 提供拒否の禁止 条例第215条準用条例第203条準用条例第9条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第50条の3	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 →事例(有・無) ➤正当な理由 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と判断した場合	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
5. サービス提供困難 時の対応 条例第215条準用条 例第203条準用条 例第10条 予防条例第196条準 用予防条例第181条 準用予防条例第50 条の4	事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 ➤事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど、問題発生時に必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。	☐	☐	
6. 受給資格等の確 認 条例第215条準用条 例第203条準用条 例第11条 予防条例第196条準 用予防条例第181条 準用予防条例第50 条の5	(1)事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ➤計画等に、保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 (2)事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 ➤認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項。 →事例（有・無）	☐	☐	
7. 要支援・要介護認 定の申請に係る援助 条例第215条準用条 例第203条準用条 例第12条 予防条例第196条準 用予防条例第181条 準用予防条例第50 条の6	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援・要介護認定を受けていない利用申込者については、要支援・要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ➤利用申込者が要介護認定又は要支援・要支援認定を受けていない場合は、既に要支援・要介護認定の申請をしているかを確認しているか。 ➤認定の申請日は、市が申請書を受理した日とされており緊急のサービス提供の場合等は、十分に市と連携をとっているか。 (2)事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 ➤通常、更新申請は、有効期間終了の60日前から遅くとも30日前に申請されるよう、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。	☐	☐	
8. 心身の状況等の 把握 条例第215条準用条 例第203条準用条 例第13条 予防条例第196条準 用予防条例第181条 準用予防条例第50 条の7	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ➤開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる対応を講じているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
9. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第215条準用予防条例第203条準用予防条例第15条	事業者は、サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に係る情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 > サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことが必要。	☐	☐	
9-2. 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第50条の9	事業者は、サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に係る情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
10. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第215条準用条例第203条準用条例第16条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第50条の10	事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 > サービス提供票の活用は適正か。計画は、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	☐	☐	
11. サービスの提供の記録 条例第215条準用条例第203条準用条例第19条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第50条の13	(1) 事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費・居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 > 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 > 利用者が所持する書面（例えば、サービス利用票）への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。 > 「その他適切な方法」→利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法。 (2) 事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	☐	☐	
12. 利用料等の受領 条例第207条 予防条例第192条	(1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者へ支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 > 利用者負担額（介護保険負担割合証に定める割合の額）の支払いを受けているか。 > 割引率の設定を市に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。 (2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 > 費用の全額（10割相当額）の支払いを受けているか。	☐	☐	
		☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
12. 利用料等の受領 条例第207条 予防条例第192条	(3)事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 ➤保険給付の対象外の便宜に係る費用は実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 ①食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	②滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	③厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	④厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	⑤送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) →受領の有無(有・無) ➤利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要な利用者に対して加算しているか。	☐	☐	
	⑥理美容代 →受領の有無(有・無) ➤実費相当額であるか。	☐	☐	
	⑦①から⑥に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	(4)(3)の①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっていますか。 ➤①から④までの費用は、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)の定めるところによるものとする。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
12. 利用料等の受領 条例第207条 予防条例第192条	(5)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ただし、(3)の①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 ➤運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく内容が適当か。また、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けているか。	☐	☐	
	(6)利用者に対し、領収証を交付していますか。 ➤領収証は受領の都度交付しているか。 ➤消費税の取扱いは適正か。	☐	☐	
	(7)領収証には、利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に係るものとその他の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ➤領収証は次の区分を明確にしているか。 ①介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ②その他の費用の額(個別に区分)	☐	☐	
13. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第215条準用203条準用条例第21条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第51条の2	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 ➤償還払いの場合、市への保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しているか。 ➤様式は、基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 →事例:(有・無)	☐	☐	
14. 指定短期入所療養介護の取扱方針 条例第208条 条例第208条 予防条例第196条準用予防条例第177条	(1)サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。	☐	☐	
	(2)サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。	☐	☐	
	(3)サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。	☐	☐	
	(4)サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。	☐	☐	
	(5)従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
	(6)事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	(7)事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 指定短期入所療養介護の取扱方針	(8)事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。			
条例第208条 予防条例第196条準 用予防条例第177条	①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	☐	☐	
※令和7年4月1日より、義務化となります。	②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	☐	☐	
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。	☐	☐	
	条例第208条			
	(9)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
15. 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	(1)サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	☐	☐	
予防条例第201条準 用予防条例第182条	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	☐	☐	
16. 指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針	(1)サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	☐	☐	
予防条例第201条準 用予防条例第183条	(2)事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成していますか。	☐	☐	
	(3)計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	
	(4)事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5)事業所の管理者は、計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(6)サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16. 指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針 予防条例第201条準用予防条例第183条	(7)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	
17. 短期入所療養介護計画の作成 条例第215条準用条例第194条	(1)事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。	☐	☐	
	(2)短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	
	(3)事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(4)事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
18. 診療の方針 条例第215条準用条例第195条 予防条例第201条準用予防条例第184条	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとなっていますか。	☐	☐	
	(1)診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	(2)診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。	☐	☐	
	(3)常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。	☐	☐	
	(4)検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	(5)特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないですか。	☐	☐	
	(6)別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。	☐	☐	
	(7)入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。	☐	☐	
19. 食事 条例第210条 予防条例第199条	(1)事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
21. 看護及び医学的管理の下における介護 条例第209条 予防条例第198条	(6)事業者は、(1)から(5)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。	☐	☐	
	(7)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。	☐	☐	
22. その他のサービスの提供 条例第211条 予防条例第200条	(1)事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 →趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の主な内容 ()	☐	☐	
	(2)事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	☐	☐	
23. 利用者に関する市への通知 条例第215条準用条例第203条準用条例第26条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第51条の3	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ①正当な理由なくユニット型指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	
24. 管理者の責務 条例第215条準用条例第203条準用条例第55条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第53条	(1)事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ➢他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。	☐	☐	
	(2)事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
25. 運営規程 条例第212条 予防条例第193条	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ユニット型指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④通常の送迎の実施地域 ⑤施設利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項 ➢運営規程の内容に変更はないか。変更があった場合は、市に変更届がなされているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
26. 勤務体制の確保等 条例第213条 予防条例第194条	(1)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めていますか。 ➢利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。 ➢管理者等が他の事業所と兼務する場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。	☐	☐	
	(2)(1)の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。 ①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	☐	☐	
	(3)事業者は、護事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	☐	☐	
	(4)事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ➢事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業員への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。 ➢運営規程等に研修等の機会を計画的に設ける旨を明示し、内部研修や外部研修会に参加させているか。 (5)管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めていますか。	☐	☐	
	(6)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
27. 業務継続計画の策定等 条例第215条準用条例第203条準用条例第31条の2 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の2の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2)短期入所療養介護従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
28. 定員の遵守 条例第214条 予防条例第195条	事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていませんか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ①ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ・利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合においてユニット型介護老人保健施設の入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 ②ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ・利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者 →運営規程の利用定員を超えていないか。 →定員を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されているか。			
29. 地域等との連携 条例第215条準用条例第203条準用条例第165条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第140条	ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 →地域等との交流の主な内容()			
30. 地域との連携等 条例第215条準用条例第203条準用条例第38条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の9	事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。			
31. 非常災害対策 条例第215条準用条例第203条準用条例第109条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第120条の4	(1)事業者は、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 →「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」を参考とするなどし、計画を立てているか。			
	(2)事業者は、(1)の具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。			
	(3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。			
	(4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。			
	(5) (4)で地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
32. 衛生管理等 条例第215条準用条例第203条準用条例第143条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第121条	(1)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 (市水 ・ 井水)	☐	☐	
	(2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ➤レジオネラ属菌検査 →過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 () () () ➤検査結果(以下に○を付す) 不検出(10CFU/100ml未満) → () 検 出(10CFU/100ml以上) → () ➤検出された場合、その対応は適切か。 ➤検査未実施の場合 検査予定月 (年 月頃) ➤空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	☐	☐	
33. 掲示 条例第215条準用条例第203条準用条例第33条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の4	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行)	☐	☐	
34. 秘密保持等 条例第215条準用条例第203条準用条例第34条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の5	(1)事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➤研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。	☐	☐	
	(2)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➤従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)	☐	☐	
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ➤個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
35. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第215条準用条例第203条準用条例第36条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の7	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
36. 苦情処理 215条準用条例第203条準用条例第37条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の8	(1)事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 →苦情の窓口の設置（有・無）	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例：（有・無）	☐	☐	
	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例：（有・無）	☐	☐	
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例：（有・無）	☐	☐	
	(6)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、(5)の改善の内容を連合会に報告していますか。 →事例：（有・無）	☐	☐	
37. 事故発生時の対応 条例第215条準用条例第203条準用条例第39条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の10	(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ➤事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 →事故事例（有・無） →事故対応マニュアル等（有・無）	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 →事故の記録（有・無） →有の場合、市への報告（有・無） →従業者への周知（有・無） →周知の方法（ ）	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
37. 事故発生時の対応 条例第215条準用条例第203条準用条例第39条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の10	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➤賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入（有・無）	☐	☐	
38. 虐待の防止 条例第215条準用条例第203条準用条例第39条の2 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
39. 会計の区分 条例第215条準用条例第203条準用条例第40条 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第54条の11	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
40. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するための委員会の設置 条例第215条準用条例第203条準用条例第165条の2 予防条例第196条準用予防条例第181条準用予防条例第140条の2 ※令和9年4月1日より、義務化となります。	事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催していますか。 ※本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	☐	☐	
41. 記録の整備 条例第215条準用条例第202条 予防条例第196条準用予防条例第180条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①（介護予防）短期入所療養介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
		☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
42. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	(1) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 (2) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第75条 介護保険法施行規則 第122条	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②代表者の氏名及び住所 ③登記事項証明書又は条例等 ④建物の平面図(事業を併設事業所において行う場合にあっては、併設本体施設の平面図を含む。) ⑤管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項	☐	☐	